

令和4年度（2022年度）行政評価シート【個表】

令和 4 年 6 月 3 日

評価対象事業		評価者	建築指導課担当課長 平井 豊一	
都景-07	建築相談事業	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務	主管課	建築指導課
重点事業		<input type="checkbox"/> 法定受託事務	関連課	
総合計画上の位置付け	分野	防災・安全	施策の方針	防災・減災対策の充実

1 事業の目的

対象	昭和56年5月31日以前に建築された一戸建ての住宅・2世帯住宅・店舗併用住宅(いずれも在来工法で木造2階建て以下)・マンション等
意図	当該建築物等を所有する市民の安全を図るため。
効果	建築物等の安全性に対する市民の防災意識の向上を図る。

2 令和3年度(2021年度)に実施した事業の概要

・窓口で耐震相談を受け、希望者に現地耐震診断を行い、診断費用を補助した。  
 ・木造住宅の耐震改修工事を行った場合の費用を補助したが、防災ベッド等の設置を行った場合の費用の補助は、申請がなく実施できなかった。  
 ・危険ブロック塀等の除却及び除却後にフェンスの設置を行った場合の費用を補助した。特に通学路を重点的に補助した。  
 ・共同住宅等への耐震改修アドバイザーの派遣、マンションの耐震診断費用の補助、耐震改修促進計画に位置付けられた耐震診断義務路線に接する一定の高さ以上の建築物の耐震診断費用の補助及び耐震診断義務路線に接する一定の高さ以上の木造建築物を耐震改修及び除却した場合の費用の補助については、申請がなく実施できなかった。

3 事業を構成する事務事業(最小事業)実績

枝番号	事務事業	実施した主な事業 (主な経費等)	指標(単位)	令和3年度		令和4年度	達成度
				指標(実績値/目標値) 事業費(決算/当初)(千円)	指標(目標値) 予算額(千円)	指標(目標値) 予算額(千円)	
01	木造住宅等耐震相談・診断業務	窓耐震診断、現地耐震診断業務補助	—	— / 1,229	— / 4,040	— / 4,040	
02	木造住宅耐震改修工事費等助成事業	木造住宅耐震改修工事補助、防災ベッド等設置補助	—	— / 8,384	— / 16,400	— / 16,400	
03	マンション耐震相談・診断業務	耐震改修アドバイザー派遣、マンション耐震診断補助	—	— / 0	— / 1,602	— / 1,602	
04	避難路沿道建築物耐震診断業務	避難路沿道建築物耐震診断補助、避難路沿道木造建築物耐震化補助	—	— / 0	— / 13,872	— / 13,076	
05	危険ブロック塀等対策事業	危険ブロック塀等対策事業補助	通学路における危険ブロック塀等の改善率(%)	60.5 / 12,446	63.0 / 39,717	65.5 / 37,188	96.0%
06	一般事務経費		—	— / 50	— / 139	— / 131	
07				/	/	/	
08				/	/	/	
09				/	/	/	
10				/	/	/	
		財源内訳	国県支出金	13,345 /	47,365	46,634	
			地方債	/		0	
			その他特定財源	/		0	
			一般財源	8,764 /	28,405	25,803	
			事業費の合計(千円)		22,109 /	75,770	72,437
			人件費(千円)		32,948	33,344	

#### 4 この事業に関わる職員数(毎年度4月1日時点)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
正規職員等	4.0	4.0	4.0			
会計年度任用職員	2.0	2.0	2.0			

#### 5 評価結果

##### (1) 最小事業評価

枝番号	事務事業	指標分析の推移、 目標未達の理由	上位施策にどう寄与したか、 構成する事業としての妥当性	事業実施上の課題、改善点
01	木造住宅等耐震相談・ 診断業務	【指標設定せず】 要綱で定めた旧耐震基準建築物の 対象全件数を調査することは 不可能であり、指標が求める アウトプットを数値化することが できないため。	耐震改修による倒壊の危険のある 建築物の解消も、まずは現状 把握とそこからの対策計画が必 要となることから、耐震診断補助 は災害に強いまちづくりの入り 口として妥当である。	広報物、補助金制度パンフレットなど を用いた積極的な周知。
02	木造住宅耐震改修工 事費等助成事業	【指標設定せず】 要綱で定めた旧耐震基準建築物の 対象全件数を調査することは 不可能であり、指標が求める アウトプットを数値化することが できないため。	倒壊等の危険がある建築物の 解消を補助によって促進するこ とは、災害に強いまちづくりに寄 与するため、妥当である。	広報物、補助金制度パンフレットなど を用いた積極的な周知。
03	マンション耐震相談・ 診断業務	【指標設定せず】 要綱で定めた旧耐震基準建築物の 対象全件数を調査することは 不可能であり、指標が求める アウトプットを数値化することが できないため。	耐震改修による倒壊の危険のある 建築物の解消も、まずは現状 把握とそこからの対策計画が必 要となることから、耐震診断補助 は災害に強いまちづくりの入り 口として妥当である。	広報物、補助金制度パンフレットなど を用いた積極的な周知。
04	避難路沿道建築物耐 震診断業務	【指標設定せず】 避難路沿道建築物の耐震化に ついて、旧耐震基準建築物解 消の一環であり、単独で指標が 求めるようなアウトプットを数値 化するものではないため。	耐震診断を義務付けている道路 は各市につながっており、道路 の閉塞等を防ぐことで、避難や 災害救助等の円滑な遂行を可 能にし、災害に強いまちづくりに 寄与するため、妥当である。	広報物、補助金制度パンフレットなど を用いた積極的な周知。
05	危険ブロック塀等対策 事業	令和7年度の改善率を設定し、 各年の改善率をプラス2.5ポ イントとして達成を目指す。	危険なブロック塀等の解消は、 市民の命を守り、避難や救助活 動の妨げを解消することであり、 災害につよいまちづくりに寄与 するため、妥当である。	広報物、補助金制度パンフレットなど を用いた積極的な周知。
06	一般事務経費	—	—	—
07	0			
08	0			
09	0			
10	0			

(2) 視点別評価

効率性	事業費の削減余地はないか	1 事業費の削減余地はない
	事業の外部化(民営化・業務委託等)はできないか	3 外部化ができる事業はない
	関連・類似する事業の統合はできないか	3 統合できる事業はない
妥当性	各事業の実施に対する市民ニーズはあるか	1 市民ニーズは変わらずにある
	民間によるサービスで代替できる事業はないか	3 民間によるサービスで代替できる事業はない
有効性	事業の上位施策に向けた貢献度はどうか	1 目的達成のために適切な手段(最小事業)である
公平性	受益者負担は公正・公平か	○.負担導入済 ○-2 適正な受益者負担を導入している
協働	市民等と協働して事業を展開しているか	△.協働未実施 △-2 市民等と協働して実施する事業はない
		協働実施済の場合のパートナー

(3) 総合評価 ※最小事業評価を踏まえて、今年度以降の取組方針等を記載する

【今後の方針】	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 改善・変更	<input checked="" type="checkbox"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 休止・廃止
・市民の命や財産の保護に直結する建築物等の耐震化は、国をあげての急務であり、更なる施策の促進が求められていくため、事業費の削減の余地はない。 ・類似の事業はなく、統廃合はできない。 ・令和4年度中に耐震改修促進計画の改定を行い、更なる耐震化率の向上を目指して、事業を行う必要がある。					

【参考】

◎事業実施に係る主な指標

指標(単位)	市内の通学路における危険ブロック塀等の改善率						単位	%
指標設定理由	年次	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
災害時に危険ブロック塀等が倒壊することにより、甚大な被害を及ぼすと想定されるため	目標値	60.5	63.0	65.5	68.0	70.5	73.0	
	実績値	59.6	60.5					
	達成率	98.5%	96.0%					

指標(単位)							単位	
指標設定理由	年次	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
	目標値							
	実績値							
	達成率							

◎他市比較・ベンチマーク(県内外自治体など他自治体や民間団体との比較値)

比較事項	住宅の耐震化率						
団体名	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	逗子市	川崎市		
他市実績	95.0%	100.0%	95.0%	100.0%	98.0%		
	83.1%	90.4%	80.8%	86.5%	95.6%		

当該事業実施に伴う他市比較に関する考え方	・実績および目標値は、各市の耐震改修促進計画より引用している。 ・実績値は各市ごとに調査年度が異なる。 ・「令和12年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する」という国の方針が示されたことから、近隣各市とも、耐震改修促進計画の改定を行い、更なる耐震化率の向上に努める。
----------------------	--